

## 通所リハビリテーション利用契約書

利用者\_\_\_\_\_（以下単に「利用者」という。）いずみ記念病院 通所リハビリテーション（以下「事業者」という。）は、事業者の運営する東京都知事の指定による通所リハビリテーションサービスについて次のとおり契約します。

（目的）

### 第1条

介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションを提供し、利用者又はその家族は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（適用期間）

### 第2条

1. 本契約は、利用者が通所リハビリテーション利用契約書を当事業所に提出した時から効力を有します。ただしその家族に変更があった場合は、新たに契約を得ることとします。
2. 利用者は、前項に定める事項のほか、本契約、別紙1 および別紙2 の改定が行われな限り、初回利用者の契約書提出を持って、繰り返し当施設の通所リハビリテーションを利用することが出来るものとします。

（利用者からの解除）

### 第3条

利用者及びその家族は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することが出来ます。なお、この場合利用者及びその家族は、速やかに事業者及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。ただし、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を事業者にお支払いいただきます。

（事業者からの解除）

### 第4条

事業者は、利用者及びその家族に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することが出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及びその家族が本契約に定める利用料金を3か月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又はその家族が当施設、当施設の職員又は他の利用者などに対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることが出来ない場合

(利用料金)

第5条

1. 利用者又はその家族は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供にともない必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、事業者は、利用者の経済状態などに変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
2. 事業者は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日過ぎに手渡し又は利用者及びその家族が指定する送付先に対し送付を行い、利用者及びその家族は連携して当施設に対し当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法はご指定の金融機関からの引き落としとなります。
3. 事業者は、利用者又はその家族から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者及びその家族に手渡し、又は指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条

1. 事業者は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
2. 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、家族その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束など)

第7条

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合には、主治医または病院長が判断し、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待防止)

第8条

事業者は高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、虐待の未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応に努めます。尚、事業所では「高齢者虐待防止委員会」を設置し、虐待防止の為の対策を検討します。又、虐待が発生していなくても年2回以上委員会を開催し、定期的な研修を実施します。

(秘密の保持)

第9条

1. 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者及びその家族などに関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし次の各号についての情報提供については、利用者及びその家族から予め同意を得ます。  
①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業

者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。  
②介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会などでの事例研究発表など。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。(別紙3参照)

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(業務継続計画)

#### 第10条

事業者は、感染症や非常災害の発生時に於いて利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為、又は非常時の体制で早期の業務再開を図る為に業務継続計画を策定します。

(緊急時の対応)

#### 第11条

1. 事業者は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。
2. 前項のほか、利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者及びその家族が指定する者に対し連絡します。尚、医療機関を受診後は自宅への送迎は出来ませんのでご家族にて対応をお願いします。

(要望又は苦情などの申し出)

#### 第12条

利用者及びその家族は、事業者の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情などについて直接、相談(苦情)の担当者に申し出る事ができ、又は備え付けの用紙、管理者宛の文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることが出来ます。

\*相談(苦情)担当者:阪本 浩一郎

苦情又は要望に対しては、その内容を精査し、会議にて検討の上、必要時はその訴えに対しての答えを文章にして掲示致します。

(賠償責任)

#### 第13条

1. 通所リハビリテーションの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用規約に定めのない事項)

#### 第14条

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又はその家族と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自 1 通を有するものとします。

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

東京都足立区本木 1 丁目 3 番 7 号  
社会医療法人社団 医善会 いずみ記念病院  
指定通所リハビリテーション  
介護保険事業者番号 1372105245  
管理者：理事長 小 泉 和 雄

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人(家族代表)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

【本契約書第 11 条 2 項の緊急時連絡先①】

氏 名	続柄( )
住 所	
電話番号	

【本契約書第 11 条 2 項の緊急時連絡先②】

氏 名	続柄( )
住 所	
電話番号	